

商品概要説明書

J A 営農ローン借換資金

JA山口県

商品名	J A 営農ローン借換資金
ご利用いただける方	○ J A の組合員（個人）の方。 ○ J A 営農ローンの借越残高を証書貸付金に借換して分割返済を希望する方。 ○ 借換により借入期間内に返済が可能である方。 ○ 山口県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ J A 営農ローンの借換資金。 なお、契約極度額を減額するための一部借換資金についても対象とします。
借入金額	○ 1 組合員あたり 300 万円以内とします。 ただし、借換対象ローンの極度額または借越残高（借越利息元加後）のいずれか低い額以内とします。
借入期間	○ 貸付金額 50 万円以内 5 年以内 ○ 貸付金額 50 万円超 10 年以内 ※完済時年齢が 80 歳を超える場合は、親族の方 1 名からの同意が得られることとします。
借入利率	○ J A 所定の金利といたします。詳細については、J A の融資窓口にお問い合わせください。
返済方法	○ 元利均等返済とし、毎月返済方式とします。 ○ 返済は自動引落し約定にもとづき、貯金口座からの振替により行います。 ○ 返済日はあらかじめ農協が定めた特定の日とします。
担保	○ 原則として担保は徴求いたしません。
保証	○ 山口県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。 ※原則として保証人は徴求いたしません。
保証料	一括払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年 0.50% です。 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 保証料率は年 0.50% です。
手数料	○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000 円 ②一部繰上返済の場合…無料 ○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 (北九州) 電話：093-561-0360 (福 岡) 電話：092-791-1840 (久留米) 電話：0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 (大阪府) (J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

(2025 年 9 月 13 日現在)